

社会福祉法人登米市社会福祉協議会 一般事業主行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境を作ることに
よって、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計
画を策定する。

1. 計画期間 令和2年9月1日～令和7年8月31日までの5年間

2. 内容

目標1：産前・産後休暇や育児休業、出産手当金や育児休業給付金、産休や育休中の社
会保険料免除など制度の周知や情報提供を行う。

<対策>

●令和2年 9月・・・各種制度に関する「出産・育児に関するハンドブック【改訂版】」
を基に、制度の周知を図り、誰でも閲覧できる体制を整備し、該
当者には個別に配布し、説明を行う。

目標2：長時間労働の是正や時間外労働時間の削減のため、週1日の定時帰宅日（ノー
残業デー）を設定し、ゆとりのある職場環境と職員の健康管理を図る。

<対策>

●令和2年 9月・・・毎週水曜日を定時帰宅日（ノー残業デー）に設定し、当日の朝
に社内インフォメーション等で全職員に周知して定着化を図る。
また、タイムカードを導入し、労務管理者は毎月職員の労働時
間の把握に努める。

目標3：職員の健康管理とリフレッシュを目的に、年次有給休暇の計画的取得の奨励し、
仕事と家庭生活の両立を支援する。

<対策>

●令和2年 9月・・・有給休暇取得の義務化を該当職員へ周知し、計画的に年次有給
休暇の取得に努める。

●令和3年 4月・・・全職員の年次有給休暇の取得状況を把握する。